

X V 学校防災計画

[1] 学校防災計画

- 1 学校防災については、沖縄県立学校管理規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第7号）によるほか、下記に定めることによる。
- 2 本校施設設備の安全管理と警備及び防災に関する徹底を期し、非常処理、異常事態における人的、物的被害の軽減を図ることを目的とする。
- 3 防火、防災管理者は、学校の防火防災計画を立案し、防火設備、防火訓練等の推進にあたる。
- 4 火元責任者は、担当室の「火の用心」に責任を持ち、火災予防に万全を期す。
- 5 火気取扱者は、使用後責任をもって残り火を始末し、警備員に連絡する。
- 6 警備員は、防火の重要性を自覚し、常に火気に対する注意と警戒を忘れず、特に火気取扱者より連絡を受けた場所に留意し、警備にあたる。
- 7 防火訓練は、毎学期1回実施する。但し、必要に応じては随時実施することもある。訓練に際しては、宮古島市消防本部の協力を求めることもある。
- 8 電気設備、ガス設備、かまど、ボイラー、煙突、焼却場等、発火するおそれのある場所並びに防火設備の点検は随時おこない、整備につとめ、年1回は専門家に依頼する。
- 9 各室の鍵は各1個を所定の場所に保管し、非常事態に備える。
- 10 学校若しくは学校付近に火災発生の場合は、学校職員及び市内又は近郊に在住する生徒は直ちに参集し事態に即応した統制ある行動をする。
- 11 本校の防火組織は下記のとおりである。

[2] 平常時における防火防災体制（予防管理体制）

		係（別紙一覧）	役 割
		校舎防火管理	各火元責任者
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 防火防災本部 ・ 校長 ・ 教 頭 ・ 事務長 ・ 農場長 ・ 水産部長 ・ 商業部長 </div>	消化設備管理	事 務 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災用具の保管管理 ・ 火災報知器、消火器、消火栓 水道栓等の整備点検
	光熱器具管理	各火元責任者 （事 務）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物貯蔵施設（ガス置き場等） 火気使用施設（湯沸かし室等） 電気設備の整備
	可燃薬物等管理	各火元責任者 各学科 理 科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科等で使用する薬品、燃料 類の保管点検

※ 各班の主な役割は次の通りとする。

1 連絡通報班

- ① 状況判断によって直ちに宮古広域消防署の出動を求め、放送、電話連絡等により、職員、生徒を速やかに集合させる。
- ② 職員、生徒の連絡網を確立し、有事の際に備える。
- ③ 状況をたえず本部に連絡する。

2 消火班

- ① 災害の状況判断によって、直ちに消火活動をする。
- ② 消火器の位置を定め、常時整備する。
- ③ 防火用具等の所在を確認し整備する。

3 非常持ち出し班

- ① 「非常持ち出し目録」を作成し、「非常持ち出し」を朱書きする。
- ② 非常持ち出しの優先順位を定め、常にその所在を確認しておく。
- ③ 有事に際しては割り当てクラスを必要に応じて動員し、非常持ち出しに当たる。
- ④ 持ち出しの際は置場を指定し、警備班に連絡する。

4 救護班

- ① 救護班の位置を決め、各班に連絡する。
- ② 負傷者がでた時は、直ちに救護活動をする。
- ③ 状況判断によって必要に応じ、校医、保健所等の応援を求める。

5 警備班

- ① 学校敷地及びその周辺を警備する。
- ② 非常持ち出し班と連絡をとり、持ち出された物品を警備する。
- ③ 警備中異状を認めた時は直ちに適切な処置をとり、本部に連絡する。

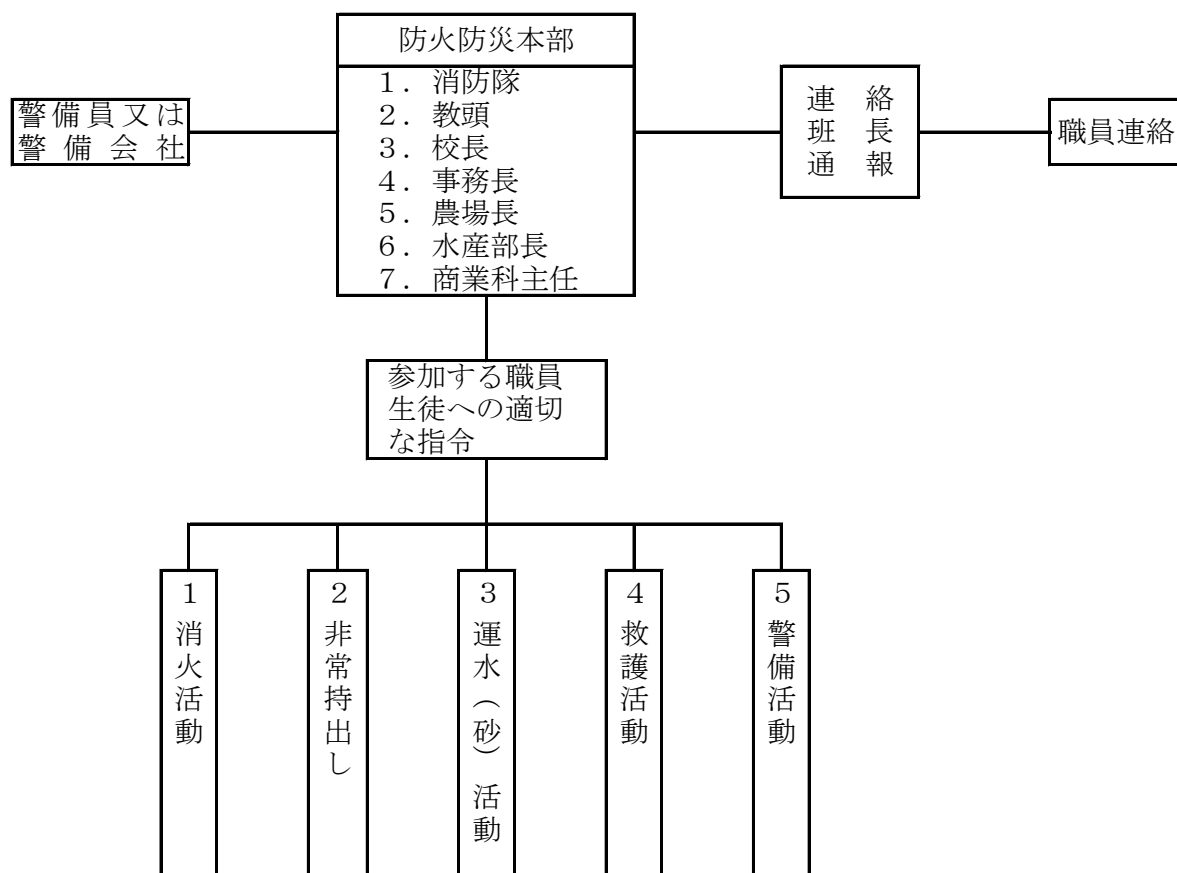
6 待避班

- ① 動員された生徒以外の生徒を待避させる。
- ② 予め待避場所を決め、迅速に誘導する。
- ③ 状況連絡等によっては必要に応じ、各班に応援隊をだす。
- ④ 助手（男）は、速やかに車両等を待避させる。

7 運水(砂)班

- ① 消火班と緊密な連絡をとり、消火班の要求に応じて運水(砂)する。
- ② 運水(砂)用具の所在を確認しておく。
- ③ 用具を整備する。

[5] 夜間又は休日等における防火防災体制



- 1 警備員又は警備会社は、災害発見と同時に本部上記中1, 2, 3, ……の順で連絡し、その後適切な行動をとり、物的被害を最小限度に食い止めるよう、最善の努力をする。
- 2 連絡を受けた本部職員は直ちに集合し、適切な状況判断のもとに、逐次集合する職員、生徒に適切な連絡を発して迅速に活動を開始する。
- 3 本部より発せられる指令は、その時の状況判断によってなされるが、一般に上記表中最下の1, 2, 3, 4, 5の順とする。
- 4 台風前後の対策や整理も上表に準ずるが、対策や整理活動指令は本部で適切に発する。
- 5 農作物や家畜等についての台風前後対策については、農場長を中心に農場部職員間で話し合い、職員生徒の協力を得て万全を期すものとする。